○厚生労働省告示第二百八十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二の三第二項第二号及び同条第三項第二号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び同条第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（平成十八年厚生労働省告示第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月十二日

厚生労働大臣　細川　律夫

第二条の表及び第三条の表中「東京都三鷹市上連雀一丁目十二番地十七」を「東京都町田市能ヶ谷一丁目十四―八コスモス二〇二」に改める。

○厚生労働省告示第二百八十九号

添加物に係る標準品を製造する者の登録に関する規程（平成十六年厚生労働省告示第二百十九号）第三条第二項の規定により、同規程第二条第三項第二号に規定する登録製造機関である一般財団法人日本公定書協会について、平成二十三年六月十七日をもってその名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同規程第三条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年八月十二日

厚生労働大臣　細川　律夫

変更前の名称	変更後の名称
一般財団法人日本公定書協会	一般財団法人医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス財団

○農林水産省告示第千五百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町富仲間字登り立七三二、七五七の一、七五七の二、七六二、七六三、字天がはな七四四の一、七四四の二、字西の空七四五、七四八、七五〇の一、七五一、七六四の二、七六六、七六七の一、七六七の二、字ほふそ谷七四九、字狐山七五二、字西の平七五四、七五五、七五六の一、七五六の三から七五六の六まで、字中の原七五八の一、七五八の二、字ほふそ風呂七六八、七六九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字登り立七三二・七五七の二・七六二・字天がはな七四四の二・字西の平七五六の五・字中の原七五八の一・七五八の二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県美作市竹田字九郎屋敷ノ上へ一〇二〇、字上ノ山一〇二五の四、一〇二五の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字九郎屋敷ノ上へ一〇二〇・字上ノ山一〇二五の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県真庭市蒜山上徳山字渡世原三の一二四・三の一二九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　㈠　保安林の所在場所　岡山県勝田郡奈義町西原字西細田七一五の一

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに真庭市役所及び奈義町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県美作市大内谷字野ダケ長畑四〇九、四一三の一、四一三の二、字池ノ内上ミ四一二、四一八、字大林下タ四一四、四一六、字大林四一五、字大林ノ下タ四一七、字池ノ内四一九、字庄逵四二〇、四二五の二、四二五の四、四二五の八から四二五の一〇まで、四二五の一二、四二六の一から四二六の四まで、四二九、四三〇の一、字丸山四三一の一、四三二、田原字西逵一〇九六、一〇九七、字明ケ谷一一〇一、一一〇二、一一三九、一一四一、一一四五から一一四九まで、一一五一から一一五四まで、一一五六から一一五八まで、一一六二、一一六三、一一六五、字滝ノ上一一四四の一、一一四四の二、字明ケ谷滝ノ上一一五九から一一六一まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字野ダケ長畑四〇九・四一三の二・字池ノ内上ミ四一二・字庄逵四二〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字池ノ内四一九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）